[商品概要説明書]

ライフアップロ ー ン (無担保住宅借換ローン)

(2024年4月15日現在)

保証会社:株式会社ジャックス

ご利用	○当JAの地区内に居住または勤務をされている方。
いただける方	○お借入時の年齢が満18歳以上65歳以下であり、完済時75歳以下の方。
	○原則、団体信用生命共済(保険)に加入が認められる方。
	○安定・継続した収入の見込みがある方。
	○他金融機関等住宅ローン利用者で返済実績が5年以上あり(ステップ償還の
	利用者は7年、また2度目の借換の場合は前回、前々回と合わせてトータル
	で7年以上)、かつ直近1年間に返済延滞がない方。
	○㈱ジャックスの保証がうけられる方。
お使いみち	①住宅ローンの借換資金(一括償還元利金)
	*借換に伴う諸費用は含みません。
	②同時に行うリフォーム資金
お借入金額	○50万円以上2,000万円以内(1万円単位)とし、借換対象ローン残高を上限と
40 107 (32.1)	します。
お借入利率	○変動型(住宅ローンプライムレート基準)
49107 6111	お借入利率は、実際にお借入れいただく日の適用利率となります。
	貸出後は、基準金利(住宅ローンプライムレート)が変動した後の約定返済日
	の翌日から適用利率が変動します。
	※適用利率は当組合の住宅ローンプライムレートに所定の上乗せ又は引下げを
	した利率
	○固定変動金利選択型
	当初お借入時に、固定金利期間(5年・10年・15年)をご選択いただきます。
	固定金利期間終了時にお申出により、再度、その時点での固定金利を選択する
	こともできますが、その場合の利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性が
	あります。また、お申出がない場合には、変動金利に変わります。
	○固定型
	当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。
お借入期間	○6か月以上20年以内とし、1か月単位とします。
, ,,,,,,,,,	ただし、借換対象ローンの残存償還期間に3年加算した期間を上限とします。
	たため、旧民内家と「マッス日原歴別間にの「加井した別間を工成とします。
ご返済方法	○元利均等毎月償還
	○元利均等毎月償還およびボーナス月増額償還併用
	*ボーナス部分は借入額の50%以内(10万円単位)
	** () ハ 即 刀 (& 旧 八 (R v) 50) (0 以 r) (10 刀 口 半 位)
担保·保証	○㈱ジャックスの保証をご利用いただきますので、担保は不要です。
	連帯保証人は原則不要ですが、以下の場合は連帯保証人を必要とします。
	①借換対象ローンの連帯債務者、連帯保証人
	②団体信用生命共済(保険)に加入できない場合

	③㈱ジャックスが必要と認めた場合
保証料	○1.0% (利息に含みます)
団体信用生命 共済	○ご希望により当 J A所定の団体信用生命共済にご加入いただけます。
9 大疾病補償 保険	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては 借入利率に年0.3%が加算されます。
手 数 料	 ○ご融資の際、3,300円のローン手数料(消費税等含む。)が必要です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合やご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合、また固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は、手数料が必要になる場合がございます。 ○詳細は当JAの融資窓口までお問い合わせください。
お申込時に ご用意いた だく書類等	 ●所得を証明する書類 源泉徴収票、所得証明書、住民税決定通知書、確定申告書等の写し 必要により納税証明書(その1・2)をご用意いただきます。 ●運転免許証、健康保険証、またはパスポート等 ●返済予定表と返済状況が確認できる資料(直近1年間) ●対象ローンの抵当権抹消後の登記簿謄本 ●対象ローンが完済したことを証明する書類 ●認印 ※お申込内容によっては追加の書類をご用意いただくことがあります。
苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	 ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所または金融部 (電話:0475-82-3267) にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)
	第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)

	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。 ○当JAでのご融資額が500万円を超える場合は、組合員資格(出資加入)が必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。

JA山武郡市